

せいとひとり だいたんまつ かつよう がくしゅう 生徒1人1台端末を活用した学習を

すす 進めています！

けんりつがっこう こうこう とくべつし えん がっこうこうとうぶ にゅうがくじ
県立学校(高校、特別支援学校高等部)入学時に

がくしゅうたんまつ がた こうにゅう ねが
学習端末(ノート型パソコン)の購入をお願いします。

Q1 すべての県立高校が同じ学習端末を使用するのですか。

A1 高校によって選定する学習端末は異なるため、購入端末は異なります。購入金額は、学習
端末本体に端末管理ツール・3年間保障・初期設定等を含めた金額となります。令和6年度
入学生の価格等の詳細は、11月頃に県教育委員会HP(右記QRコード)に掲載します。

【参考】令和5年度は県立高校57校のうち、Chromebookが54校(購入金額は税込47,850円)で、
iPadが3校(購入金額は税込57,640円~86,500円)でした。詳細は県教育委員会HPで
ご確認ください。

Q2 学習端末は、個人で事前に購入しておいた方がよいですか。

A2 購入方法については、3月の合格発表後に各校から改めて連絡しますので、入学前にご準備
いただく必要はありません。

【参考】令和5年度入学生は、Chromebookについては県教委が準備した三重県立高校専用の
ECサイト(電子商取引が行えるウェブサイト)で購入しました。iPadについては、
各校で購入方法が異なっています。

Q3 経済的な事情で、学習端末を購入することができない場合は、どうすればよいですか。

A3 学習端末を購入することができない家庭の生徒に対しては、すでに県立学校に整備してい
る学習端末を貸与します。詳細は、進学先決定後に学校へご相談ください。

Q4 学習端末は家庭で自由に使用することができますか。

A4 できます。ただし、各学習端末に導入予定の管理ソフトにより、不適切なサイトへの接続や、
有害なファイルのダウンロードには制限がかかります。なお、充電は各家庭で行っていただ
きます(特別支援学校は学校により対応が異なります)。

Q5 すでに個人で所有している学習端末を学校で使用することは可能ですか。

A5 可能です(一定の条件を満たす場合)。詳細は、進学先決定後に学校へご確認ください。

Q6 家庭での通信料は、誰が負担するのですか。

A6 各家庭でご負担をお願いします。高校生等奨学給付金受給世帯には、通信料相当として年間
14,000円を含めた額が給付されます。

Q7 特別支援学校高等部に進学する場合の購入等はどのようになりますか。

A7 特別支援学校で使用する端末は、特別支援教育就学奨励費の対象となります。購入方法等
については、進学先の学校にご確認ください。

